第１章　計画の基本事項

1　策定の背景

人口減少・高齢化に伴い空き家が増加すると共に、適切な管理が行われていない空き家が周辺に悪影響を与えるケースが増えています。住宅・土地統計調査によると、全国の空き家戸数は 1998 年の 576 万戸から 2018 年は 849 万戸と 20 年間で 1.47 倍に増加しています。

今後も、空き家は全国的に増え続けることが見込まれることから、対策の強化が急務となっています。このため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が 2023 年 6 月に改正され、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周辺に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化しています。

安城市においても空き家戸数は 1998 年の 4,010 戸から 2018 年の 5,350 戸へと 20 年間で 1.33 倍に増加しています。

空き家の増加は、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすとともに、周辺地域の不動産価値を低下させることになるため、安城市が発展し続けるためには、空き家対策に取り組む必要性は高くなっています。

また、大規模な地震が発生した際には多くの老朽化した空き家が倒壊し、被害の拡大を招くとともに、周辺の復旧を阻害する一因となります。

このような背景を踏まえ、本市では空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「安城市空家等対策計画」（以下、「前計画」と記します）を、2018 年度に策定しました。

空き家実態調査の結果やこれまでの市の取り組み状況等を整理するとともに、法改正を踏まえ、空き家対策を一層推進するため、本計画を改定します。

■安城市における空家等対策の実施経緯

実施時期	実施内容
2013 年	町内会による空き家調査の実施
2014 年	空き家に関する問い合わせ窓口を建築課に一本化
	市役所内に空家等の適正管理に関する連絡調整会議設置
2015 年５月	空家等対策の推進に関する特別措置法施行
2016 年 10 月	市内の空き家実態調査の実施
2016 年 11 月	空家等対策協議会設置
2017 年４月～	安城市空家等対策計画に係る調整
2018 年３月	安城市空家等対策計画策定（2018 年４月～2024 年３月）

2　位置付け

本計画は以下に基づきます。

・　空家等対策の推進に関する特別措置法（以下､「空家法」という。）第７条の規定
・　第９次安城市総合計画（以下「総合計画」という）の「目指す都市像」実現に向けた計画

3　計画期間

2024 年度から 2031 年度の８年間とします。

4　対象とする区域

市内全域を対象とします。

5　対象とする空き家

使用されていない一戸建ての住宅及び全戸空室の共同住宅等を対象とします。
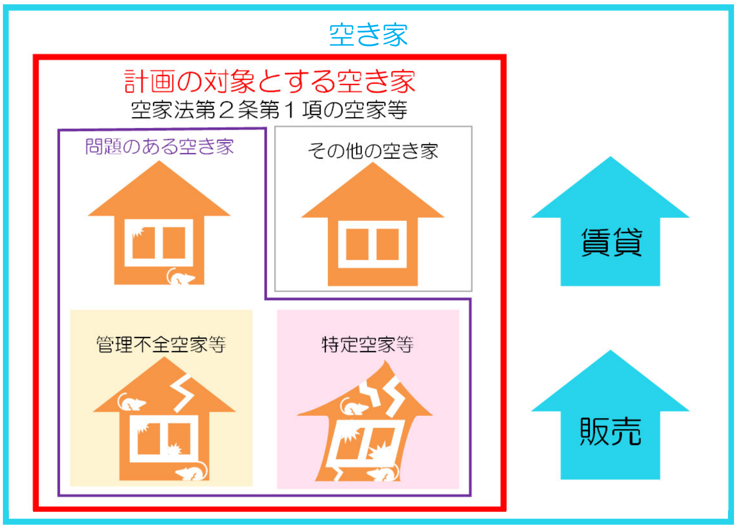
■計画の対象とする空き家の範囲と分類